

平成 21 年七戸町議会第 4 回臨時会 会議録（第 1 号）

平成 21 年 8 月 24 日（月） 午前 10 時 00 分 開会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 提出議案一括上程

「議案第 57 号、七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、から「議案第 61 号、工事請負契約の締結について（七戸町観光交流センター機械設備工事）」までの 5 議案を一括上程

（町長提案理由説明）

日程第 5 議案第 57 号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 58 号 工事請負契約の締結について（七戸町地域情報通信基盤整備工事）

日程第 7 議案第 59 号 工事請負契約の締結について（南・北駅前広場外シェルター建築工事）

日程第 8 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（七戸町観光交流センター建築工事）

日程第 9 議案第 61 号 工事請負契約の締結について（七戸町観光交流センター機械設備工事）

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 提出議案上程

「議案第 57 号、七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、から「議案第 61 号、工事請負契約の締結について（七戸町観光交流センター機械設備工事）」までの 5 議案を一括上程

(町長提案理由説明)

- 日程第 5 議案第 57 号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 58 号 工事請負契約の締結について（七戸町地域情報通信基盤整
備工事）
- 日程第 7 議案第 59 号 工事請負契約の締結について（南・北駅前広場外シェルタ
ー建築工事）
- 日程第 8 議案第 60 号 工事請負契約の締結について（七戸町観光交流センター建
築工事）
- 日程第 9 議案第 61 号 工事請負契約の締結について（七戸町観光交流センター機
械設備工事）
-

○出席議員（18名）

議 長	18 番	田 中 正 樹 君	副議長	17 番	工 藤 耕 一 君
	1 番	附 田 俊 仁 君		2 番	佐々木 寿 夫 君
	3 番	天 間 章 八 君		4 番	瀬 川 左 一 君
	5 番	盛 田 恵津子 君		6 番	田 嶋 弘 一 君
	7 番	田 嶋 輝 雄 君		8 番	三 上 正 二 君
	9 番	天 間 清太郎 君		10 番	原 子 孝 君
	11 番	川 村 三十三 君		12 番	松 本 祐 一 君
	13 番	二ツ森 圭 吉 君		14 番	田 島 政 義 君
	15 番	中 村 正 彦 君		16 番	白 石 洋 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	大 平 均 君
総 務 課 長	塚 尾 義 春 君	企画財政課長	楠 章 君
建 設 課 長	神 山 俊 男 君	新幹線建設対策課長	八 嶋 亮 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 広 一 君	事 務 局 次 長	築 田 政 光 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議録署名議員

1 番 附 田 俊 仁 君

2 番 佐々木 寿 夫 君

○会議を傍聴した者（6名）

○会議の経過

開会 午前 10 時 00 分

○開会宣告

○議長（田中正樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は、18名で定足数に達しています。
したがって、平成21年第4回七戸町議会臨時会は成立いたしました。
ただいまから、平成21年第4回七戸町議会臨時会を開会いたします。

○開議宣告

○議長（田中正樹君） これより、本日の会議を開きます。

○日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長（田中正樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、1番附田俊仁君と2番佐々木寿夫君を指名いたします。

○日程第2 会期決定の件

○議長（田中正樹君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日と決定いたしました。
議長において作成しました議事日程及び説明員は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告

○議長（田中正樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。
議長の諸般の報告につきましては、皆さんに配付しておりますのでご了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（田中正樹君） 日程第4 議案第57号、七戸町特別職の職員で常勤のものの給

与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第61号、工事請負契約の締結について（七戸町観光交流センター機械設備工事）までの、5議案を一括して上程いたします。

町長から、提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

本日、平成21年第4回七戸町議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、ご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

心からお礼を申し上げます。

また、行政の各般にわたり、議員の皆様には日頃からいろいろとご指導をいただき、平成21年度の事務事業の執行も計画どおりに進めさせていただいているところであり、重ねてお礼申し上げます。

なお、議案説明をいたす前に、一般報告を申し上げます。議員各位におかれましてもご承知と思いますが、新型インフルエンザの感染が全国各地に広がっており、感染による死者も出ております、当町においても一名の感染者が確認されております、このことを受けまして町といたしましても感染予防を徹底させるため、庁内に町長を本部長とする対策本部を8月20日付で設置したところであります。

いま最も心配されることは学校や福祉施設等での集団感染でございます。また、町の今後のイベントを見ますと秋祭りをはじめ馬力大会等多数の人が集まる機会が多くあり、感染が心配されるところであります。多くの人々が集まる場所ではマスクの着用をお願いし、トイレ等には消毒剤を設置し、手洗いを徹底させるなどの感染予防に全力を尽くしてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、今臨時会に上程いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第57号は「七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

職員の不祥事件の引責として町長の給与月額10分の1を3ヶ月間及び副町長の給与月額10分の1を2ヶ月間減額するため提案するものです。

議案第58号は、「工事請負契約の締結について」でございます、七戸町地域情報通信基盤整備工事につきましては、公募型プロポーザルによる事業者選考委員会を8月19日に実施した結果、東日本電信電話株式会社青森支店に決定となりましたので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第59号は、「工事請負契約の締結について」でございます、8月19日南・北駅前広場外シェルター建築工事の条件付き一般競争入札を実施したところ、工藤・石田特定建設工事共同企業体に落札となりましたので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第60号は、「工事請負契約の締結について」でございます、8月19日に七戸町観

光交流センター建築工事の条件付き一般競争入札を実施したところ、小又・三輪特定建設工事共同企業体に落札となりましたので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第61号は、「工事請負契約の締結について」でございます、8月19日に七戸町観光交流センター機械設備工事の条件付き一般競争入札を実施したところ、石田・日の出特定建設工事共同企業体に落札となりましたので、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

以上が、今臨時会に上程いたしました議案の概要でございますが、十分ご審議を賜りますようお願い申し上げまして、提出議案のご説明といたします。

○議長（田中正樹君） これをもって、提出議案の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。

○日程第5 議案第57号

○議長（田中正樹君） 日程第5 議案第57号「七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 念のためにお伺いいたしますが、この9月1日から同年10月31日までの間に減額になる方はどなたとどなたなのですかお知らせください。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。町長・副町長の2名でいま条例提案をさせていただいております。

○議長（田中正樹君） 11番

○11番（川村三十三君） これも3回で終わりますか質問。そういたしますと伺いますが、副町長の就任は何時なのですか。それから、副町長は3月31日に一旦退職しておりますね、どうなっておりますか人事としてはあぜりあ宛行っているのは出向の形けれども、役場職員として3月31日に退職しているわけですよね、就任した時は何時なんです、それからもう一つはこの事件が何時発覚したんですか、これは事件に関わってのいわゆる給与の削減だと思いますが、何時この事件が発覚したのかその事についてお答えください。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 副町長の就任につきましては6月の定例議会だと記憶しております。2点目の事件の発覚といたしますか、それにつきましては6月頃だったと思います、調査等の関係で時間を取っております、そして8月で皆さんにご報告したということでございます。

○議長（田中正樹君） 11番

○11番（川村三十三君） おそらくこの事件の発覚というのは3月の人事異動において、たぶんその時点で発覚しただろうと思う。そういたしますと、この事案にある副町長というのは一旦退職してあるんですよ、そして6月の議会において可決されて副町長の就任になった。そうした時にいかなる理由で副町長の減額ということが、ここに出てくるのかということを明確に答えていただきたい、現にその時点においては副町長は就任もしていません、それから3月31日に一旦退職している、その時点において過去のものにおいては、私は事件にかかわりが無いものとしてのいわゆる一般退職と見るわけですから、そうした場合にさかのぼって罪をですね、かぶせるというのはいかなることかということです。そのことについてお答えください。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。たぶん全員協議会等でもご説明してあるだろうと思います。ちょっと私出席できなかったものですから、平成19年度ですか副町長健康福祉課長ということがありました、今回不祥事を起こした職員というのは今回だけでなく19年度の時に副町長がちょうど担当課長としていたということです。本来であれば退職した職員につきましては、こういう懲罰的なものは消滅しているのが原則でございます。ただし、副町長に就任したということでございまして、道義的責任を取りまして減額をお願いしたいということでございますのでよろしくお願いします。

○議長（田中正樹君） 11番

○11番（川村三十三君） 19年度の時に副町長が関係していたというのであれば、富士町長だって関係しているんでしょ、富士町長も、ですから法律は遡及して、一旦瑕疵がないものとして正常な退職をして、退職年金をもらっていた人に遡って罪を負わせるというようなことは私はおかしいと思う、19年の時にその時にやるべきなんですよ、そうでしょう、これから私たちも何時手首に手錠がかかるかわかりませんが、おめあの時やったと、遡ってということはこれはやはりおかしいことですよ、私は副町長には全く責任は無いと思っている。そう思うわけですが、私も法律家ではありませんから今日また帰ったら弁護士から聞いてみたいと思うんですが、私は副町長はこの項目には該当しない、そう思っております。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（佐々木寿夫君） 今職員の不祥事として町長の給与月額10分の1、3ヶ月、それから副町長が2ヶ月ということになっているんですが、これは何かの基準があって定めているんですか。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） お答えいたします。基準というのはございません、他市町村の例に習ってということで決めています。

○議長（田中正樹君） 2 番。

○2 番（佐々木寿夫君） 基準がなくて他市町村に習ってということになると、これからまたいろんな事がもし仮に発生したりすれば、また他市町村に習ってということになると、正誤制が取れない場合も考えられるので、そのへんのいわゆる町長、副町長の責任の取り方についてはもう少し考えてみる必要があるのではないかと、以上です。

○議長（田中正樹君） 8 番。

○8 番（三上正二君） 先ほどの川村議員とやや似ていますが、もし副町長に過去においてということになれば、前には町長が副町長のときもあったんですけども、職員の一番のトップが副町長だと思うんですが、職員を全部見て監督しなければならない立場が副町長だと思うんですけども、過去の部分で19年の部分でもしその道義的となれば、今副町長である人が、それを責任取らなければならないとするならばですよ、今全職員の監督する立場に今いるんですよ、かえってそういう任命というのはそれであるものですか、もしこれに責任があるとするならば、やはり一旦退職して過去のものが無いとするならば、それはそれでなくしないと、もしあるとすれば道義的と言え、ましてや今全職員を監督しなければならない立場の人が、過去においてあなたはこういうことをしましたと、じゃその責任は何にするの、これからおきた時監督できますか、その理屈から言うと、だからこれはやはり退職した時点でないのであれば、新に新任されたのは新任されたとしなないと、過去の分であるとするならばその分も出てきますよ。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（小又 勉君） 私からお答えします。非常に難しいと言います考え方でですね、確かに一旦退職しているということもあります。ありますけれども、いわゆる人事異動によって発覚したと、その後副町長に就任をして、様々発覚したものを受けていろいろ検討をする、懲罰委員会も開きました、その委員長が副町長であります。その時点で関わっていることにもなりますし、いわゆる遡っての当事者であったということもあります。ですから、必ずこういった形での責任というのは発生してくると思います。ということで、弁護士から聞かなければならないかもしれませんが、我々としては当然現在の町長、副町長としての、しかるべき責任というのは当然あるというふうに判断をしましてですね、こういった形での責任ということで今回提案しております。非常に難しい問題ですけども何もないというわけには行かないと思います、そのへんで一つご理解を頂きたいと思えます。

○議長（田中正樹君） 1 番。

○1 番（附田俊仁君） 私の個人的な見解なんですが、この手の事件に関して、その時点での役職の方が懲罰を受けることによって、これから先同じ様な事件が起らないようにという意味合いで、こういう規定ないし懲罰を掛けるというふうに私はとらえているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 当然そのとおりだと思います、ご意見のとおりだと思います。

○議長（田中正樹君） 8 番。

○8 番（三上正二君） いま1 番議員も言いましたけども、確かにそれはそのとおりだと思うんですけども、ただ物事にはきちっとけじめをつけなければ、町長言うのもわかるんですよ、確かに担当者だって過去においては担当者、そうすると逆に過去において監督できなかった人がいま全部を監督しなければならない立場にいるのでその人も出てきますよということ、だから、難しいでしょうけれどもやはり一旦退職して終わったならやはり終わらせないと、と私は思うんですけども、確かにこれは難しいそれでいいのかと言えなかなか難しいとこだと思いますけども、と私は思います、答弁いりません。

○議長（田中正樹君） 1 4 番。

○1 4 番（田島政義君） 最初の懲罰委員会まだ就任していないから、当然教育長が懲罰委員会の委員長になってやったはずですよ。そう伺っています。

ただこれ私一般質問でやるつもりでいますので、あまり今日は深くやりたくないんですが、二人を出す出さないの時に団体から出さないでくれと言え出しません、でもおかしいべ、一人はマスコミに流して一人を出されない、そういった、我々は議会で全部書類を取られましたから、マスコミから来ても我々守秘義務ありますから言えません。ところが次の日、前の日より大きく出たわけだ、どうなっているのと聞きたい役場の中が、逆に、そうなるそうですね、やはりこれは1 6 年、1 7 年、合併前から合併後です、合併後からでもいいんですが、川村議員が言ったら結局は前にも過去にもこれだけでないのがあると、町長は答弁してあるわけです。答弁しているんですよ、過去にもあるかと言ったらあります。そうなるそうですね、基準は何なのか金額なのかそれとも、私は前に酒飲みでもやったはずですよ、中部は懲戒免職、役場の職員は停職、おかしいでしょ、同じ酒気帯で、これは福士町長は、前の町長は中部は中部で決めたから関係ない、これだから一貫性がないような感じがする、ですから町のいろんな条例も懲罰の関係の書類もきていますので、それは9 月議会の一般質問で取り上げてちゃんとしたのをやりたい、ただそういうふうなのをこれ出しても、どこの責任でどこで切り替えだというのがやはり明解に答弁しないと、皆が町民から聞かれてもおかしいわけですから当然、そういうのをきちっとしていただきたい、やはり議長、答弁もわかりやすく答弁するように、今日はまだありますから今日はこれでやめますので、一般質問の時に答弁書をきちっとした形で答弁してくれるように、今からお願いと希望しておきます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

したがいまして、議案第57号、七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第58号

○議長(田中正樹君) 日程第6 議案第58号、「工事請負契約の締結について(七戸町地域情報通信基盤整備工事)」を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第58号、工事請負契約の締結について(七戸町地域情報通信基盤整備工事)は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第59号

○議長(田中正樹君) 日程第7 議案第59号、「工事請負契約の締結について(南・北駅前広場外シェルター建築工事)」を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

8番。

○8番(三上正二君) これ財政課長のほうがいいかと思うんですけども、条件付き一般競争入札とあるんですけども、この前さわりで聞いたんですけども、全部企業体組ませているわけですね、そしたらその説明はどうしてですかと聞いたら特Aでないと取れない、だから企業体とするとAとかBでもこの工事の機会を与えたいという説明だったに聞いて

いるんですがそれでよろしいでしょうか。それはそれでいいんです、趣旨的にはわかるんです。条件付きというのは上十三地区内という話なんですけども、この中でこれ以外のこの後のこともそうなんですけども、私の記憶が間違っていればなんですけども七戸の中に特Aがこの中に3社あると私は認識しているんですけども、特Aが3社あるのであれば例えばこの地元から多く取らせたいとそのために十和田とかそういうところから入っているんですけども、企業体組ませたいと、もしなんであればこの3社を特A同士が組んでいるところもあると思うんですが、七戸町の業者の中にですよ、それを特AとAなりBなりを組ませるとするならば、七戸は3社で三つ取ってそれであとはAなりBなりをくっつけると確立として取るのはどこがとるのかわかりませんが、確立としては地元の業者の方が確立が高くなるでしょうと思うんですけども、そのへんのところはどうかお考えでしょうか。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまのご質問にお答えいたします。三上議員さんおっしゃる趣旨も十分理解はできるんですけども、指名の場合、七戸町は概ね4社、5社で指名に出すというふうなことで、今回の特A級、先ほどおっしゃいましたように3社ということでこの基準を満たさないというふうなところもございまして、こういうふうなJ Vを組んでの募集ということになりました。ご指摘の内容につきましては等級審議会等でも十分検討を加えてまいりたいというふうにしてございまして、以上です。

○議長（田中正樹君） 8番

○8番（三上正二君） 4社でも、5社でも、7社でもいいんです。それを言っているんじゃないんですよ、今日のこれはもう落札して終わったのだからこれもういいんだけど、例えばこれからこの形の形の中で、特Aという3社というのは間違いありませんよね、そうすれば、例えば七戸で特ないから例えば一番上からいくと丸井・小坂興業、これは丸井さんが特Aでおそらく小坂さんがいないから、J Vを企業体を組んだという形だと思うんですよ、それはそれでいいんですけども、ただこの中に七戸の町に3社あるとするならば今この中に2社より入っていませんよね、企業体組んでいるのに七戸は、それが3社になるわけですよ企業体組んでも、そういう班数にしたほうが今後のためにもいいんじゃないですか、という意味で質問しているんですよ、そうするとJ V組んで資格が出てくるわけですよ、そうすると、例えばここの7社の内頭といえぱおかしいでしょうけども、その頭につくのが七戸が3社出てくるんですよ、その方が確率が高くなるんで地元ということを考えるならばベターではないですかということなんです、今のこれどうのこうのと言うのではなくてこれからこの形の中でそれはどういうふうに考えますかということ。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 町内の業者間でJ Vを組んだ方がというお話ですけども、例えばAとAが組んだとしても共同企業体を作ったとしても特Aの階級にはならないというふうなこともございます、ですので今後もその件については、入札の指名委員会等

で十分検討を加えながら今後の方向性を探っていきたいとこういうふうに考えてございます。

○議長（田中正樹君） 8 番

○8 番（三上正二君） 七戸の中に特Aが3社ありますでしょ、ということは、それにAとAがくっついても特Aにはならないけども、特AとAはくっつけば特Aでしょ、資格は出てくるでしょ、そうすると3社あれば3つが入るわけでしょ、とすれば今十和田のほうで頭になっている十和田のほうで7つのうち5つ入っているうですけども七戸が同じ7社指名するならば、3つ入れば4社ですむわけでしょ、その方が地元企業ということを考えれば取るのはどこが取るかわかりませんが、そういう考え方で聞いている、質問の趣旨とちょっと、質問の仕方が悪いのかもわからないけどもそのへんです。

特Aを1社だけやらせろと言うことではないんですよ、特AとAをJVこういうふうに企業体組むにしても、七戸に3社特Aがあるならば3社とくっつけたら三つの企業体が七戸だけの三つの企業体が出来てくるんですよ、そういうことを聞いているんですよ。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 入札指名委員会で特Aプラス他の業者というふうな定め方ですね今後いけるかどうかですね…。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時35分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し会議を開きます。

14 番。

○14 番（田島政義君） 指名審査会の委員長は課長じゃないでしょ、副町長が指名審査会の会長でしょ、課長が答える自体議長おかしいですよ、くるってるのこのへんが、だから休憩中にあなたでしようって言ったでしょ、あんたが議長に私が答えますと言って言えばいいことなんですよ、これだとルールがあつてルールがないみたいでしょこれだと、指名の、それがやはり議会のルールだと私は思います。議長に要望しておきます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第59号、工事請負契約の締結について（南・北駅前広場外シェ
ルター建築工事）は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第60号

○議長（田中正樹君） 日程第8 議案第60号、「工事請負契約の締結について（七戸
町観光交流センター建築工事）」を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号、工事請負契約の締結について（七戸町観光交流センタ
ー建築工事）は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第61号

○議長（田中正樹君） 日程第9 議案第61号、「工事請負契約の締結について（七戸
町観光交流センター機械設備工事）」を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がありませんので、これをもって、討論を終結します。

これより、本案について、採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、工事請負契約の締結について（七戸町観光交流センター機械設備工事）は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、平成21年第4回七戸町議会臨時会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもって、平成21年第4回七戸町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午前10時38分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成 21 年 8 月 24 日

上北郡七戸町議会 議 長

議 員

議 員